

e-GOV電子申請

令和7年4月1日から、ぴったりサービスでの火災予防分野に係る各種電子申請から、e-GOVによる電子申請に切り替わります。

この切り替えに伴い、ぴったりサービスでの火災予防分野に係る各種電子申請が出来なくなります。

お手持ちのパソコンにe-GOV電子申請アプリケーションをインストール後、電子申請をお願いします。**④ スマートフォンによるe-GOV電子申請は出来ません。**

ご利用方法

1. パソコンにe-GOV電子申請アプリケーションをインストールします。
2. アプリケーション内の手続き検索から希望する届出書等を選択して、**届出に必要な情報を入力**してください。
(提出先選択は、「**香美市消防本部**」を選択してください。)
3. 申請の入力が終了したら、画面下部の**【内容を確認】**をクリックして確認画面に進みます。
4. 内容を確認した後、**【提出】**をクリックしてください。
到達番号や到達日時が表示されます。**【提出完了】画面**で**申請書控えをダウンロード**して、提出完了となります。

ご利用上の注意事項

1. e-GOV電子申請では、受付印や受理印等を押印した副本が返却できません。
受付印や受理印等を押印した副本が必要である場合は、事前に**香美市消防本部**までお問合せください。
2. 添付データについて
1回の申請において添付が可能なファイルサイズは**1ファイル50MB程度、延べ100MBまで**ですので、超過するサイズがある場合は、**香美市消防本部**までお問い合わせください。
3. 申請時間について
電子申請は、土日・祝祭日を除く開庁日（午前8時30分から午後17時15分まで）に申請された日に受け付け、開庁日以外に申請されたものは、翌開庁日に受付されますので、法令上期限がある届出の申請に注意してください。

問合せ窓口 香美市消防本部 消防課 予防班

(TEL 0887-53-4179 E-mail shobo-yobo@city.kami.lg.jp)

e-GOV電子申請で香美市消防本部が受付可能な届出等

火災予防に関する手続きに係る届出等

- 防火・防災管理者選任（解任）届出書
- 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
- 自衛消防組織設置（変更）届出書
- 消防計画作成（変更）届出書
- 全体についての消防計画作成（変更）届出書
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- 防火対象物点検結果報告書
- 防災管理点検結果報告書
- 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書
- 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書
- 工事整備対象設備等着工届出書
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
- 防火対象物使用開始届出書
- 火を使用する設備等の設置届出書（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）
- 火を使用する設備等の設置届出書（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）
- 自衛消防訓練通知書

危険物等に関する手続きに係る届出等

- 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書
- 危険物製造所貯蔵所取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
- 危険物製造所貯蔵所取扱所譲渡引渡届出書
- 危険物保安統括管理者選任・解任届出書
- 危険物保安監督者選任・解任届出書
- 予防規定制定変更認可申請書
- 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書
- 休止中の地下埋没配管の漏れの点検期間延長申請書
- 危険物製造所貯蔵所取扱所廃止届出書

令和7年4月1日現在